

多機能デジタルサイネージ導入業務仕様書

1 業務名

多機能デジタルサイネージ導入業務

2 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) デジタルサイネージ機器等の調達

表1 デジタルサイネージ機器一覧及び仕様のとおり

※ その他、壁面等への固定器具類、配線類、TVチューナー、デジタルサイネージ向けコンテンツの運用に必要な周辺機器一式を含む

(2) デジタルサイネージ機器等の設置

アウトドア・アクティビティ拠点施設内（図3【ビジターセンター平面図】「設置想定箇所」のとおり）

(3) デジタルサイネージ向けコンテンツの制作

（静止画、動画等を活用したコンテンツ、本業務の目的及び「5 本業務で制作するデジタルサイネージのコンテンツに関する要件」に合うコンテンツ、その他受注者が提案するコンテンツ）」

(4) デジタルサイネージ向けコンテンツの運用に必要なシステム構築

(5) デジタルサイネージを運用するためのインターネット環境（Wi-Fi 機器）等の整備

(6) デジタルサイネージ機器及びコンテンツの試験運転および調整、操作方法の説明と基本操作マニュアルの作成

(7) その他本業務に必要な事項

4 デジタルサイネージ等の整備に必要な機器の導入についての要件

設置するデジタルサイネージ機器については、周辺機器も含め、「モンベルアウトドアヴィレッジるもい基本計画」のコンセプトに相応しい意匠となるような提案をすること。

(1) 各設置施設における機器構成

次の仕様を満たす機器を設置するものとする。また、発注者が想定する用途、設置場所（ビジターセンター周辺）等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案を行うこと。なお、納入する機器は全て新品とし、買い取りとする。

※ 提案上限金額の範囲内において、各施設の台数を増やす提案をすることも可能とする。

【表 1】 デジタルサイネージ機器一覧及び仕様

設置機器仕様	①『デジタルサイネージ』（屋内用） 1 台 ・ディスプレイサイズ…75 インチ程度（筐体式） ・コンテンツの登録は、留萌市（以下「本市」という。）の担当部署等の端末（以下「運営用 PC」という。）から行えること。 ・コンテンツは配信時間や期間等を任意で設定できるものとする。 ・市が用意する PC 等の機器を入力し、スイッチ等で切替えが可能な構成とすること。 ②『タッチパネル式ディスプレイ』（屋内用） 1 台 ・ディスプレイサイズ…75 インチ（筐体式） ※デジタルサイネージ及びタッチパネル式ディスプレイそれぞれ単独設置での提案も可とするが、可能な限り、一体となった筐体式のものとする。
向き	横
解像度	F H D（1920×1080）以上
輝度	400cd/m ² 以上
その他	・製作及び設置、機器の仕入れ、システム構築、タッチコンテンツ制作及び更新、維持管理。 ・無線 LAN 若しくは有線 LAN によりネットワークに接続することができること。（20Mbps～）

【その他の機器について】

その他必要機器	・受注者が提案したコンテンツを実現するために必要な機器。
---------	------------------------------

- ・『デジタルサイネージ』機器は、インターネットに接続したクラウドサーバー等を経由した運営用 PC によるコンテンツの管理（更新・操作）を可能とすること。
- ・『デジタルサイネージ』のコンテンツ管理については、運営用ソフトウェアまたはアプリケーションにより、直感的な操作をもってコンテンツの更新・操作ができるものを提案すること。

- ・運用ソフトウェアはローテーション配信、時間ごとの番組配信、日ごとの番組配信機能を有し、市が想定する時間指定及び期間指定のコンテンツと登録が可能なものとする。
- ・業務完了後の『デジタルサイネージ』に掲載するコンテンツ更新は発注者において行うことから、仕様の変更など大幅な変更を除き、発注者において新たな費用負担が生じないような提案をすること。
- ・タッチパネル式サイネージのイラストマップ等の各コンテンツ更新については、発注者からの依頼があった場合、受託者においてコンテンツの制作を行い、更新を行うこと。
また、次年度以降に必要な更新、維持管理内容及びそれに伴う費用についても提案をすること。
- ・本業務におけるシステム設計及びインストール作業は、必ず受注者において行うこと。
- ・システム設計に係る費用は、すべて受注者の負担とする。
- ・本仕様書に明記のないハードウェア・ソフトウェアであっても、本業務を円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。
- ・本業務で設置するデジタルサイネージ機器のメーカー等保証期間は、提案事項とする。この保証期間内に発注者の責めによらない機器の故障等が発生した場合、保証対応を行うこと。ただし、本修理作業に係る現地作業費は別途発注者と協議の上、決定すること。（契約締結後から運用開始までのクラウドサーバー使用料やインターネット通信費については、本業務に含めるものとする。）

5 本業務で制作するデジタルサイネージのコンテンツに関する要件

(1) 基本要件

ア コンテンツ

コンテンツは、下記①から⑩までの内容を想定し、タッチパネル操作による情報の配信、映像の掲出によるPRを行い、地域活性化や観光周遊に資するものとする。ただし、契約候補者による新たな提案については、受注後、発注者と協議の上内容を決定することとする。

- ① 観光情報（観光地、観光施設（アウトドアを含む）の情報）
- ② イベント情報
- ③ 飲食店の情報（割引クーポンなどの配信）
- ④ 特産品、直売所、旬の農作物の情報
- ⑤ ふるさと納税の情報
- ⑥ おすすめフォトスポット
- ⑦ 災害情報・防災情報

- ⑧ 動画コンテンツ
 - ⑨ 広告枠
 - ⑩ その他の提案
 - イ バリアフリー、ユニバーサルデザイン

バリアフリー、ユニバーサルデザインを取入れ、多様な利用者にとって視覚的に分かりやすく、操作しやすいものとする。
 - ウ 有事・緊急時（災害時）の情報発信

有事・緊急時（災害時）には、簡易的な操作においてサイネージ画面（トップページ）を災害情報の発信に切り替えることが可能なコンテンツ運営ソフトウェアを採用すること
 - エ 多言語への対応

外国からの観光客に対応するため、日本語・英語の2か国語に対応するものとする。
 - オ その他
 - ・コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等の撮影については、受注者が行うものとする。なお、必要な素材等については、あらかじめ受注者が保有している素材を使用して差し支えない。また、双方協議の上、発注者が所有し提供する素材を使用することも可とする。
 - ・本業務の成果物に関する権利は、発注者に帰属するものとする。
 - ・本業務では、各コンテンツ内に広告枠を設けることが可能なコンテンツ運営ソフトウェアを採用すること。
 - ・本業務のほか、先進的なコンテンツが将来的に追加できる拡張性について、提案内容に含めること。
- (2) 緊急時/災害時におけるコンテンツについて
- ア エリアメール表示

緊急速報「エリアメール」サービス等に対応し、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信した際に自動的にその表示に切り替える機能を有すること。
 - イ メール表示機能
 - ① 事前に登録されたメールアドレスよりサイネージに対してメール送信することにより、そのメールのテキスト情報及び添付画像をサイネージ画面に自動的に表示することが出来る機能を有すること。
 - ② 表示は1件目を表示したのち、2件目の受信以降は最新のものが上部に挿入され、過去の表示と同時に表示する。
 - ③ 発注者が承認する民間団体等の担当部署からも登録及び配信ができるものとし、事前登録のメールアドレスは複数登録できること。
- (3) システムの基本要件

- ・「デジタルサイネージ」機器は、運用用 PC からインターネットに接続しクラウドサーバーを経由してコンテンツを管理し、現地を含む町内各施設から遠隔での更新・操作を可能とすること。また、複数のユーザーが登録でき、それぞれが個別にシステムにログインし操作することができること。
- ・各施設が個別に配信するコンテンツを選択できること。
- ・セキュリティ上の観点から、ログイン認証には ID・パスワードの入力を必須とすること。
- ・デジタルサイネージ機器及びコンテンツの運営に精通していない者が日々の管理を行うことを想定した説明マニュアルを用意すること。
- ・静止画コンテンツ（イベントポスター等）及び動画コンテンツ（市の観光用素材）を再生できるものとする。

(4) データ取得について

- ・タッチ式サイネージのデータを取得できるものとする。
- ・データを取得するためにデジタルサイネージに関連する機器または付随する機器等の設置が必要な場合、その設置に要する費用は本業務に含めるものとする。なお、本業務はデジタルサイネージの設置及び関連する機器の設置に関する事業であるため、データ取得に必要な機器については、デジタルサイネージとの関連性が無いものの提案は不可とする。
- ・データを取得するためにシステム等の構築が必要な場合、その費用は本業務に含めるものとする。

(5) 機器の設置に関する要件

- ・設置に当たっては、転倒防止など通行人の安全を確保及び盗難防止の十分な措置をとること。
- ・設置場所において新たな電源配線工事が必要な場合はその費用は本業務に含めるものとする。
- ・作業を行うときは、カラーコーン、カラーバー等で作業帯を明示するとともに安全通路を確保すること。
- ・施設内レイアウトが変わることを想定し、設置場所の変更等を加味した提案とすること。

6 システムの管理・監視

システムの管理および監視に関する要件は、以下のとおり。

ア 管理サーバー上において遠隔でデジタルサイネージの配信状況の確認が行えることとし、確認項目は以下を対象とする。

- ① 配信端末の起動時間、現在の稼働状況、通信接続状況、通信接続履歴、表示情報
- ② ディスプレイの起動時間、接続状況

- イ 各機器は遠隔での制御が行えるものとし、有事の際に発生事象の切り分けが行えるシステム構成とすること。
- ウ システム全体や管理サーバーにおいて適切にセキュリティ対策を講じること。
- エ 詳細は受託者決定後に別途調整を行う。

7 設計及び設置

筐体を含む本業務に係る設計及び設置にあたっては、寸法、取付箇所、電気工事、ネットワーク等について、発注者担当者と十分に協議すること。

8 所有権等

- ア 本業務による成果品は発注者の所有とし、発注者の承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。ただし、市販品や受託者保有のソフトウェア部分は除く。
- イ 本業務による成果品の著作権（著作権法第27条から第28条までに規定する権利をいう。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するものとする。ただし、市販品や受注者が開発し、汎用的に使用しているソフトウェアやハードウェア部分は除く。
- ウ 受託者は、発注者に対し受注者が成果物を創作したことが第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- エ 受託者は、発注者に無償提供した著作権及び発注者が提供するデータ等を発注者の許可なく第三者に譲渡しないこととする。

9 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

10 業務委託料の支払い

受託者は、事業終了後に報告書を提出した後、委託料を発注者に請求する。発注者は、留萌市契約規則第43条及び44条に基づき検査を行い、調書を作成した後、請求日から30日以内に当該調書に基づき受託者の指定する口座に、請求額を振り込むものとする。

11 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。但し、書面により発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

12 報告及び検査

発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

13 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

14 個人情報の保護体制

業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外に利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

15 契約内容の変更

発注者は、必要があると認めたときは、委託業務内容を変更することができるものとし、発注者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

その場合に、発注者が受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

16 仕様書の改訂

発注者又は受託者が、本仕様書の内容の変更を申し出したときは、発注者と受託者との協議の上、本仕様書の変更を行うことができる。

17 契約の解除

発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。なお、発注者又は受託者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を勧告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 監督官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき

イ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき

ウ 破産、会社更生、特別決算、民事再生法手続開始決定の申し立てがあったとき

- エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- オ 解散、合併、会社分割、営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
- カ 信用貸力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき

18 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。但し、その損害のうち、発注者又は第三者の責に帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

19 その他

その他、以下の事項について留意すること。

- ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- イ 本市関係者から提供を受けた資料等は、本業務のみに使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ本町の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- ウ 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については外部に漏洩しないこと
- エ 設置後の維持管理については別途契約書等を締結すること。
- オ 成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- キ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ク 本業務の成果品に係る権利は、原則発注者に帰属する。また、加工、二次利用及び第三者への公表ができるものとする。
- ケ 契約候補者と本市において、提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、業務内容に修正・変更を加える場合がある。
- コ 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は納品後であってもデータの修正を行うこと。
- サ この仕様書に定めのない事項については、受託者と発注者が必要に応じて協議して定めるものとする。

図 1 【アウトドア・アクティビティ拠点施設周辺図】

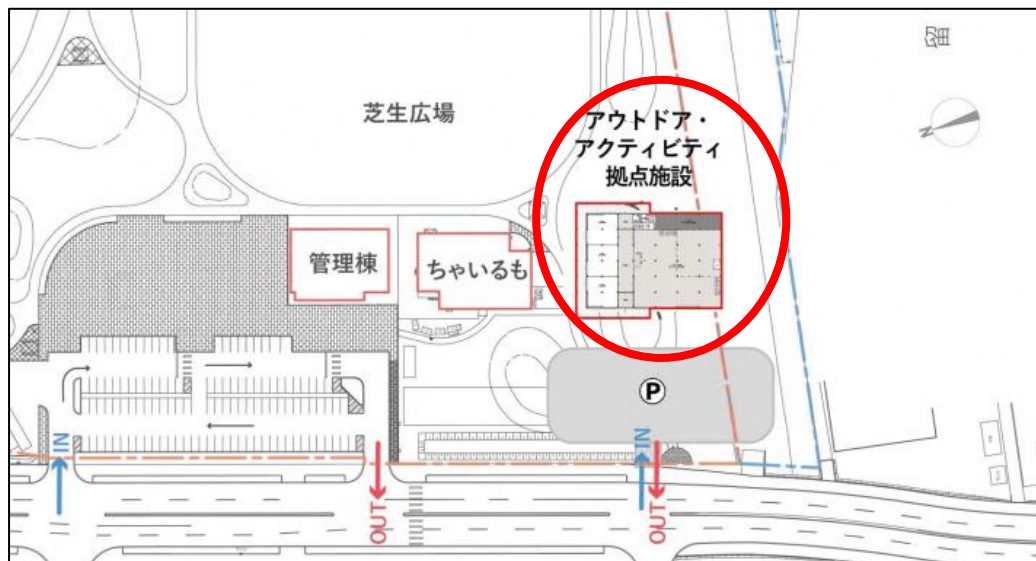


図 2 【アウトドア・アクティビティ拠点施設 1 階平面図】

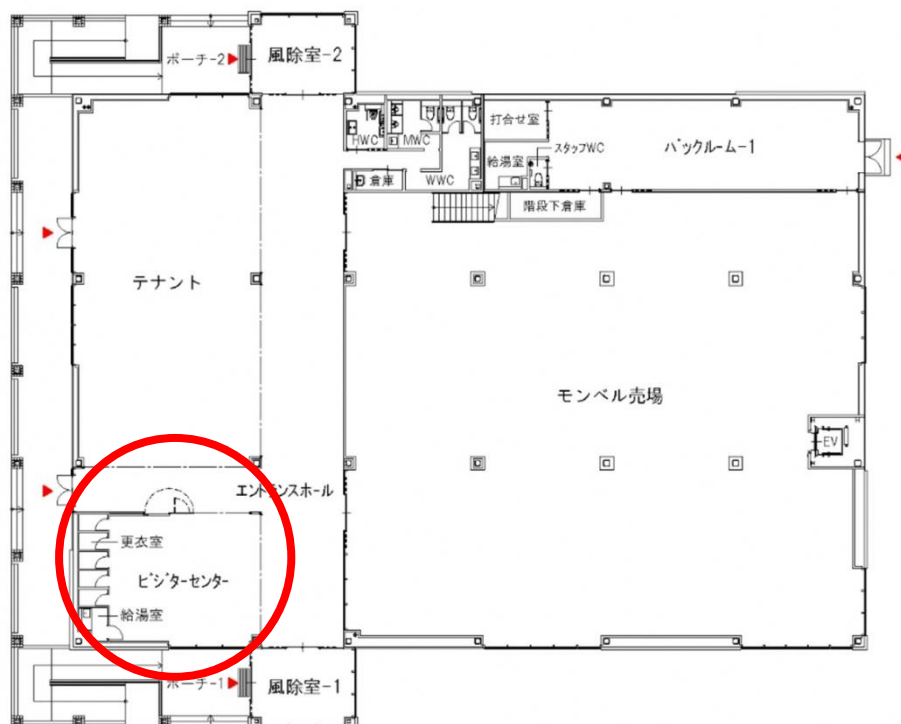
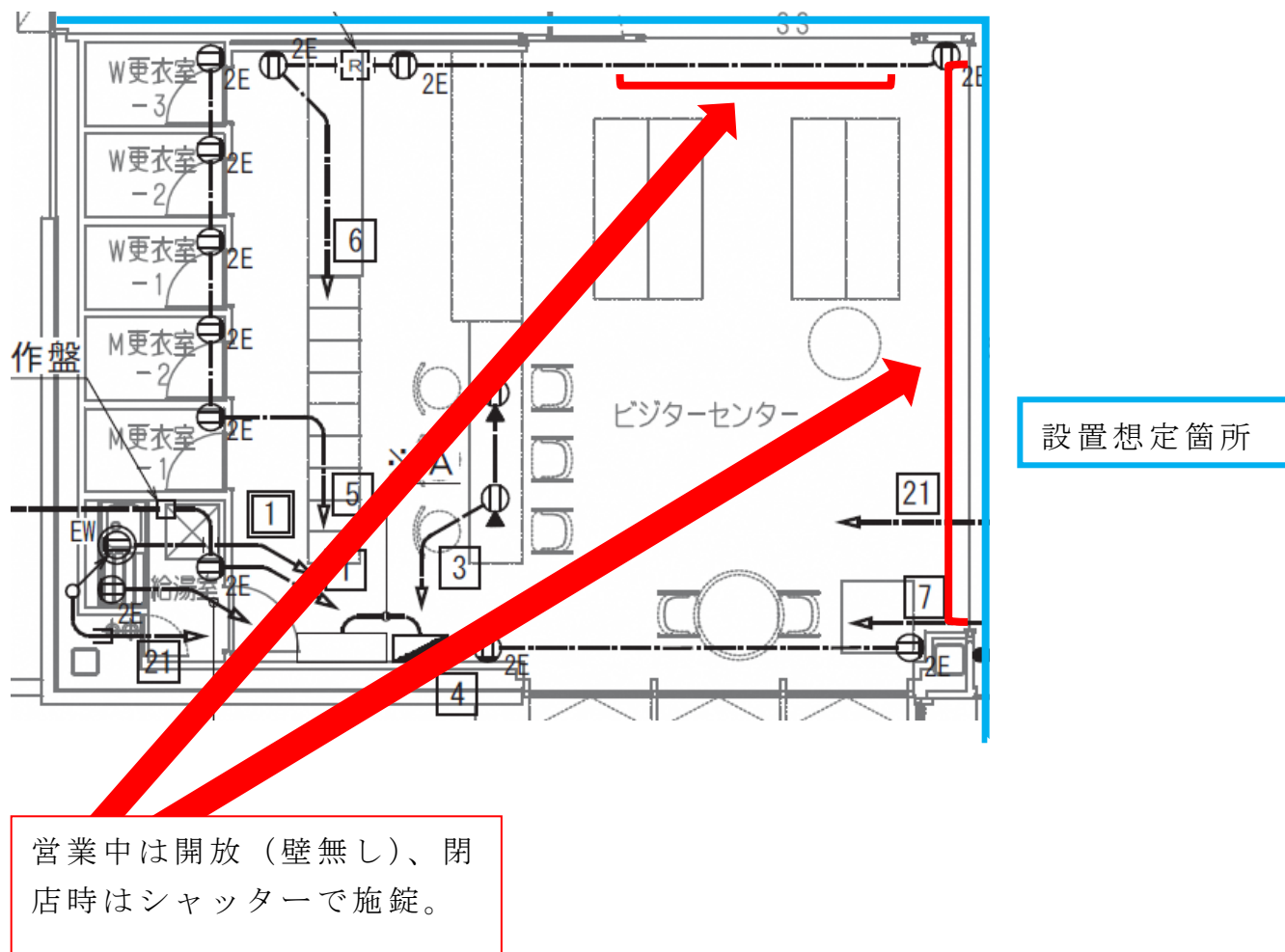


図 3 【ビジターセンター平面図】



Ⓜ2E = 埋め込みコンセント 2 P15A×2 接地極・接地端子付